

要支援１・２の方 およびご家族様へ

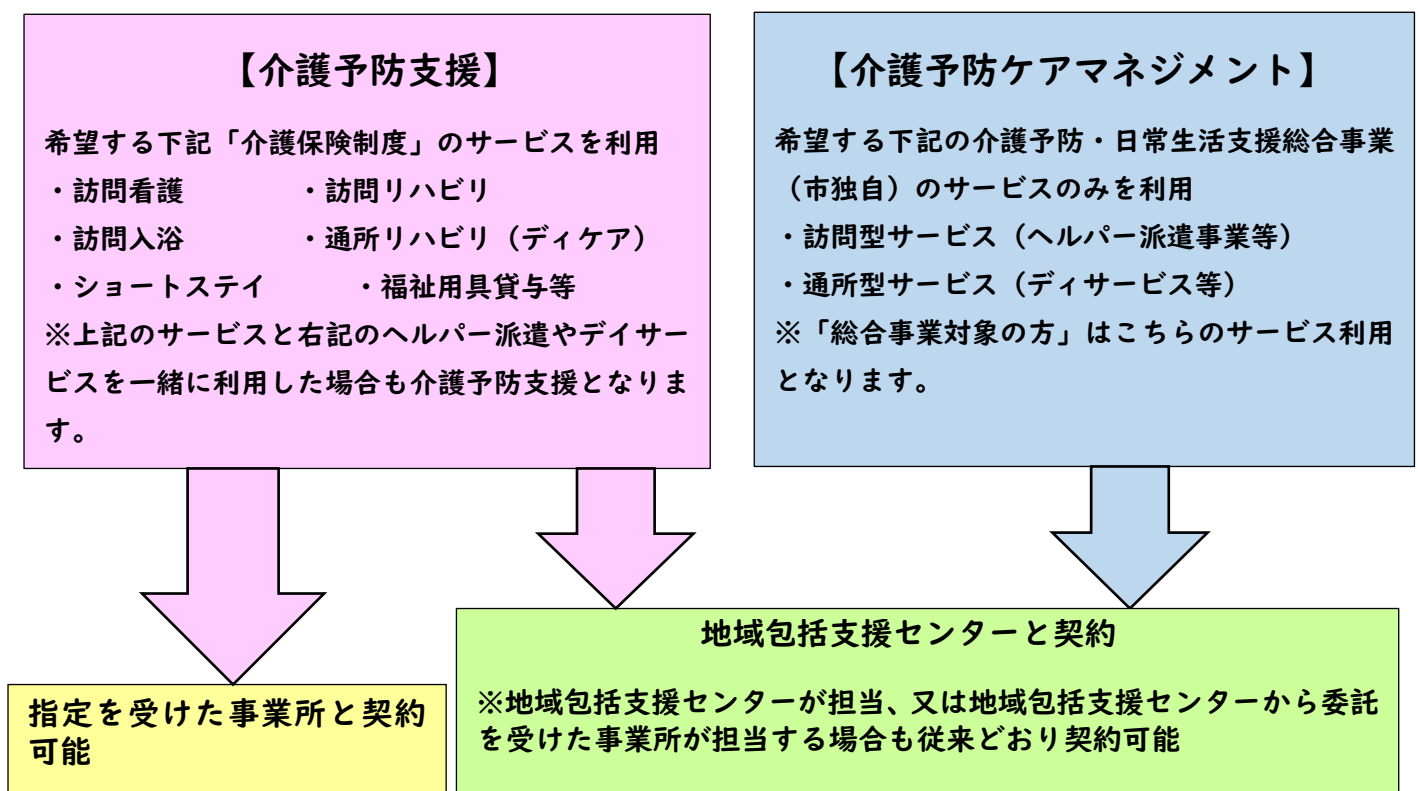
介護予防ケアプラン作成の契約方法が変わります

現在、要支援１・２の方の介護予防ケアプランは「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所（以下事業所）」のケアマネージャーが作成し、サービスのご利用にあたっては地域包括支援センターと契約を結んで利用いただいております。

令和６年４月１日に介護保険法が改正され、「介護予防支援」について「市の指定を受けた事業者」と直接契約を結び、プラン作成ができるようになりました。なお、従来通り、地域包括支援センターとの契約も継続してできます。

※ただし、下記の表（青色部分のサービス）のように、利用サービス内容によっては引き続き地域包括支援センターの契約が必要となります。

介護予防ケアプランの種類と契約（利用されるサービス内容で異なります）

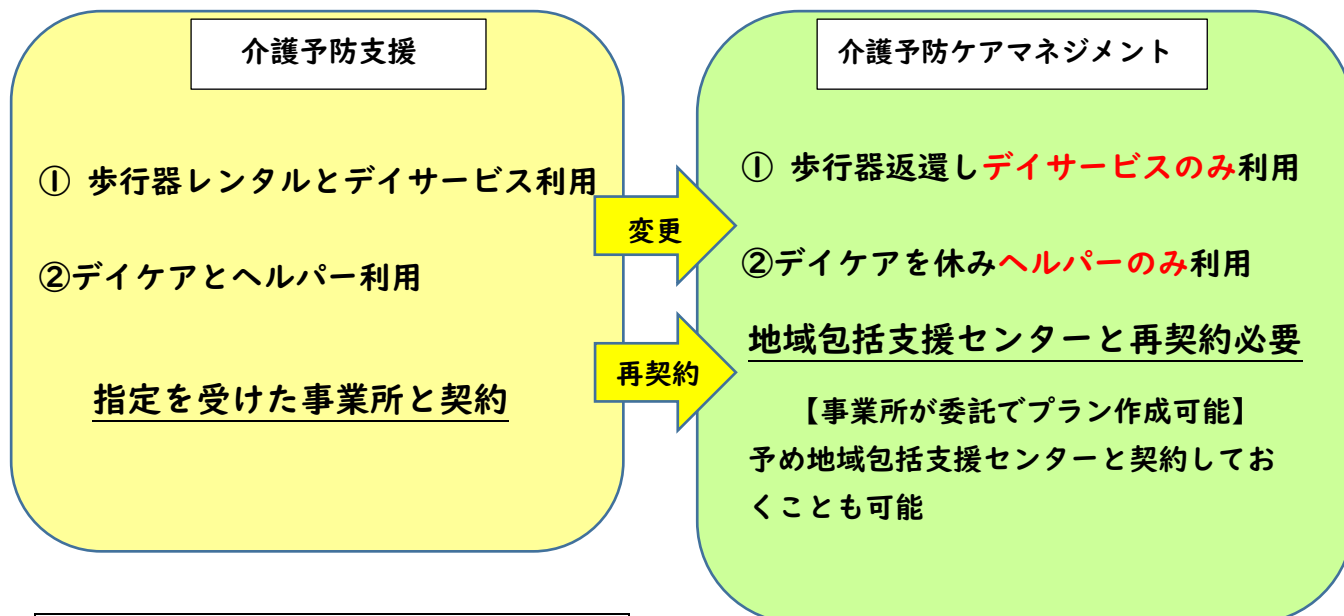


注意していただきたいこと

- ① 契約を行う場合は「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出が必要になります。この届出が遅れると、請求が遅れることがあります。変更となった月の月末までに担当ケアマネージャーを介する等して高齢者支援課へ提出してください。
 - ② 利用サービスを追加したり、中止した時にケアプランの種類が変わり、契約者が変わる場合があります。どのような契約方法が望ましいか、担当ケアマネージャーとご相談ください。【（裏面）例参照】
新規契約については、予め包括と利用者、事業所と利用者の契約を２重に行うことで介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約漏れを未然に防ぐことができます。
- ※ 相談、問い合わせは天草市高齢者支援課、各地域包括支援センターへご相談ください。

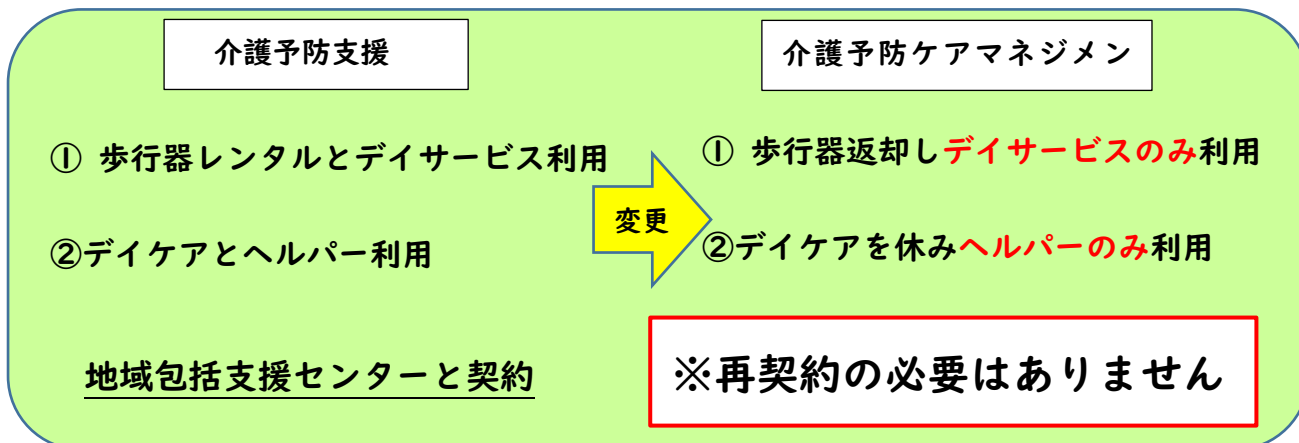
例１）指定介護予防支援事業所（居宅介護支援事業者）との契約の場合

サービス内容が変更し「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」へ変更

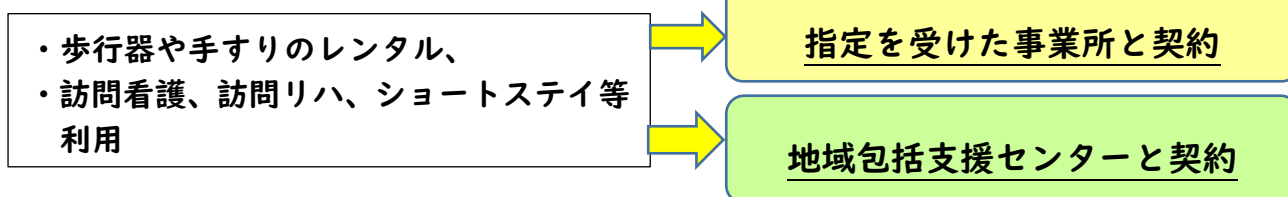


例２）地域包括支援センターと契約の場合

サービス内容が変更し「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」へ変更



（例３）介護予防支援のみ



（例４）介護予防ケアマネジメントのみ

